

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正理由

国民健康保険料の料率改定及び税制改正に伴う低所得者世帯の保険料均等割軽減に係る見直し、その他規定の整備を行うため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 保険料率改定（網かけ部分が改正箇所。算定の概要は資料1のとおり）

①算定における考え方（特別区独自の激変緩和について）

- 平成30年度の制度改正（国保の広域化）により、都道府県も保険者として区市町村とともに国保の運営を担うこととなった。
  - 区市町村は、国民健康保険事業費納付金を都道府県に支払う。
  - 都道府県は、区市町村から支払われた納付金や国の公費等を原資として、保険給付に必要な費用を全額、区市町村に支払う（保険給付費等交付金）。
- 特別区は統一保険料方式を採用しており、上記の制度改正に際して保険料の急激な上昇を緩和するため、平成30年度は都に支払う納付金必要額の94%を保険料賦課総額とし、以後6年間かけて原則として年1%ずつこの割合を引き上げていくことにより、国保財政の健全化を図っていくこととしている。
- 令和3年度は本来、納付金必要額の97%を保険料賦課総額とする年であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特殊な社会事情に鑑み、区民の保険料負担の増加を抑制するため、令和2年度と同じく納付金必要額の96%を保険料賦課総額とし、残りの4%は各区の公費で負担する（激変緩和割合維持）。

②基礎分及び後期高齢者支援金分（特別区共通）

- 所得割率、均等割額（第15条の4、第15条の12）

基礎分及び支援金分		令和3年度		令和2年度	
保険料率等	所得割率	9.54%		9.43%	
	基礎分	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%
	均等割額	52,000円		52,800円	
	基礎分	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円
	賦課限度額	820,000円		820,000円	
	基礎分	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円
一人当たり保険料		124,989円		126,202円	
基礎分	支援金分	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円
一人当たり保険料		金額		金額	
前年度との比較		率		率	
		△1,213円		+1,028円	
		△0.96%		+0.82%	

- ・ 賦課割合は変更なし（第15条の4、第15条の12）

基礎分及び支援金分	令和3年度		令和2年度	
	特別区	世田谷区	特別区	世田谷
賦課割合 (所得割：均等割)	58:42	63:37	58:42	63:37

③ 介護納付金分（所得割率のみ世田谷区算定、その他は特別区共通）

対象：40歳～64歳の被保険者

- ・ 所得割率、均等割額（第16条の4）

介護納付金分		令和3年度	令和2年度
保険料率等	所得割率	<b>2.41%</b>	<b>2.05%</b>
	均等割額	<b>17,000円</b>	<b>15,600円</b>
	賦課限度額	170,000円	170,000円
一人当たり保険料		40,879円	35,950円
一人当たり保険料 前年度との比較	金額	+4,929円	+2,400円
	率	+13.71%	+7.15%

- ・ 賦課割合（第16条の4）

介護納付金分	令和3年度		令和2年度	
	特別区	世田谷区	特別区	世田谷
賦課割合 (所得割：均等割)	58:42	<b>61:39</b>	57:43	<b>60:40</b>

(2) 保険料の軽減額等の変更 (第19条の2) (網かけ部分が改正箇所)

ア 保険料均等割軽減額の変更 (下表②)

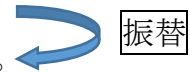
世帯主と被保険者全員の前年の所得の合計が、下表①の軽減基準額以下の世帯は、均等割額を減額する。軽減額は、均等割額の変更に伴い自動的に変更となる。

イ 世帯の軽減基準額の変更 (下表①)

- ・税制改正により個人所得課税が見直され、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除に振り替えるなどの改正が行われた (令和3年1月1日施行)。

○給与所得控除等を10万円引き下げる。

○現行33万円の基礎控除を10万円引き上げ43万円とする。



振替

※その他の農業・自営業等は基礎控除の引き上げのみとなる。

- ・上記税制改正に伴い、保険料の軽減判定所得算定時における基礎控除相当分の基準額 (現行33万円) を43万円に引き上げる。

また、世帯に給与所得者等が複数人いると、単純計算で給与所得者等1人あたり10万円の給与所得控除等がなくなるため、同じ収入額であるにもかかわらず保険料均等割額の軽減が受けにくくなる。これを避けるため、税制改正の影響が遮断されるよう軽減基準額を改正する。

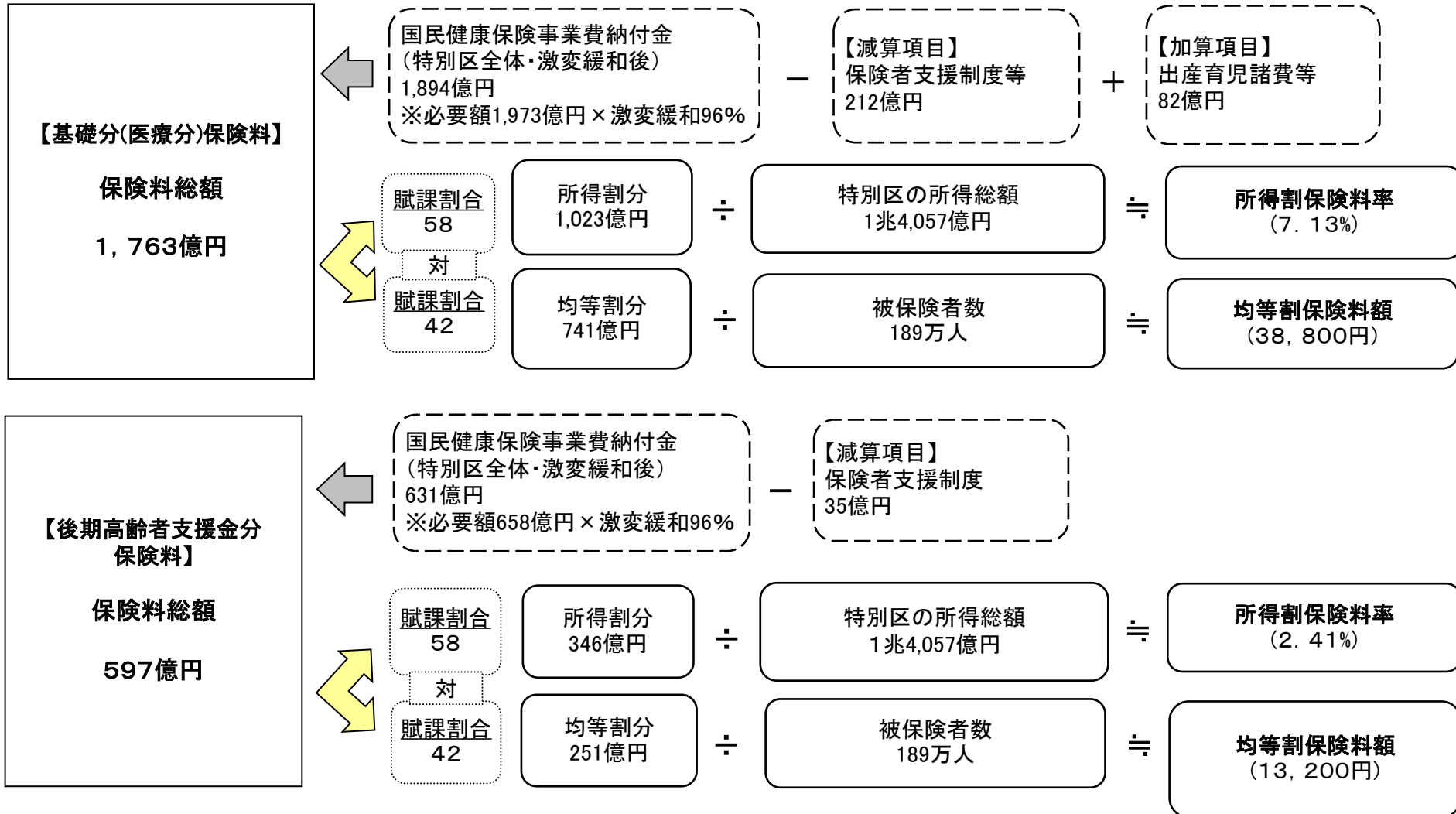
	①世帯の軽減基準額	②保険料均等割の軽減額	
		令和3年度	令和2年度
7割 減額	(令和2年度) 33万円 (以下) ↓ (令和3年度) <b>43万円</b> <b>+10万円×(給与所得者等の数-1)</b> (以下)	(基礎分) <b>27,160円</b> (支援分) <b>9,240円</b> (介護分) <b>11,900円</b>	(基礎分) 27,930円 (支援分) 9,030円 (介護分) 10,920円
5割 減額	(令和2年度) 33万円+28.5万円×(被保険者数) (以下) ↓ (令和3年度) <b>43万円</b> +28.5万円×(被保険者数) <b>+10万円×(給与所得者等の数-1)</b> (以下)	(基礎分) <b>19,400円</b> (支援分) <b>6,600円</b> (介護分) <b>8,500円</b>	(基礎分) 19,950円 (支援分) 6,450円 (介護分) 7,800円
2割 減額	(令和2年度) 33万円+52万円×(被保険者数) (以下) ↓ (令和3年度) <b>43万円</b> +52万円×(被保険者数) <b>+10万円×(給与所得者等の数-1)</b> (以下)	(基礎分) <b>7,760円</b> (支援分) <b>2,640円</b> (介護分) <b>3,400円</b>	(基礎分) 7,980円 (支援分) 2,580円 (介護分) 3,120円

※保険料率改定及び保険料の軽減額等の変更を踏まえた、令和3年度保険料額のモデルケースは資料2のとおり

3 改正箇所 資料3 (新旧対照表) のとおり

4 施行期日 令和3年4月1日

23区では、統一保険料方式を採用しています。  
 ただし、介護分の所得割保険料率は各区で算定することになっています。



**【介護納付金分保険料】**  
**保険料総額**  
**278億円**

← 国民健康保険事業費納付金  
 (特別区全体・激変緩和後)  
 290億円  
 ※必要額302億円×激変緩和96%

— 【減算項目】  
 保険者支援制度  
 12億円

賦課割合 58  
 対  
 賦課割合 42

特別区の所得割分総額  
 161億円

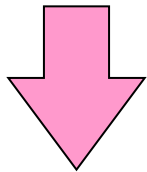
均等割分  
 117億円

÷

介護保険  
 第2号被保険者数  
 68万人

≡

**均等割保険料額  
 (17,000円)**



世田谷区の国民健康保険事業費納付金および特別区統一保険料額から、世田谷区の所得割保険料率を算出する

**【介護納付金分保険料】**  
**世田谷区の保険料総額**  
**30.6億円**

← 国民健康保険事業費納付金  
 (世田谷区・激変緩和後)  
 31.6億円  
 ※必要額32.9億円×激変緩和96%

— 【減算項目】  
 保険者支援制度  
 1億円

**均等割保険料額  
 (17,000円)** × 介護保険  
 第2号被保険者数  
 7万人

≡

均等割分  
 11.9億円

賦課割合  
 39

対

所得割分  
 (賦課総額30.6億円－  
 均等割分11.9億円)  
 18.7億円

÷

世田谷区の介護保険  
 第2号被保険者所得総額  
 775億円

≡

**所得割保険料率  
 (2.41%)**

賦課割合  
 61

国民健康保険料率変更の影響（モデルケース）

資料 2

令和3年度		医療分	支援金分	計
	所得割率	7.13%	2.41%	9.54%
	均等割額	38,800	13,200	52,000
	最高限度額	630,000	190,000	820,000

令和2年度		医療分	支援金分	計
	所得割率	7.14%	2.29%	9.43%
	均等割額	39,900	12,900	52,800
	最高限度額	630,000	190,000	820,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者（65歳以上）1人世帯〔世帯主（65歳）のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和2年度保険料（a）（医療分+支援金分）		15,840	15,840	86,561	191,421	269,218	348,430	428,585	508,740	591,724	681,309	
令和3年度	保険料（b）	所得割分	0	0	44,838	140,238	218,942	299,078	380,168	461,258	545,210	635,840
		均等割分	15,600	15,600	41,600	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	（医療分+支援金分）	計	15,600	15,600	86,438	192,238	270,942	351,078	432,168	513,258	597,210	687,840
		均等割軽減割合	7割	7割	2割							
前年度保険料との差額（b-a）		-240	-240	-123	817	1,724	2,648	3,583	4,518	5,486	6,531	
対前年度比（b/a）		0.985	0.985	0.999	1.004	1.006	1.008	1.008	1.009	1.009	1.010	

②年金受給者（65歳以上）2人世帯〔世帯主（65歳）+配偶者（65歳・収入なし）〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和2年度保険料（a）（医療分+支援金分）		31,680	31,680	97,121	244,221	322,018	401,230	481,385	561,540	644,524	734,109	
令和3年度	保険料（b）	所得割分	0	0	44,838	140,238	218,942	299,078	380,168	461,258	545,210	635,840
		均等割分	31,200	31,200	52,000	104,000	104,000	104,000	104,000	104,000	104,000	104,000
	（医療分+支援金分）	計	31,200	31,200	96,838	244,238	322,942	403,078	484,168	565,258	649,210	739,840
		均等割軽減割合	7割	7割	5割							
前年度保険料との差額（b-a）		-480	-480	-283	17	924	1,848	2,783	3,718	4,686	5,731	
対前年度比（b/a）		0.985	0.985	0.997	1.000	1.003	1.005	1.006	1.007	1.007	1.008	

③給与所得者（65歳未満）1人世帯〔世帯主（35歳）のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和2年度保険料（a）（医療分+支援金分）		15,840	28,286	136,727	202,737	272,519	347,959	423,399	502,611	587,481	672,351	
令和3年度	保険料（b）	所得割分	0	1,908	84,906	151,686	222,282	298,602	374,922	455,058	540,918	631,548
		均等割分	15,600	26,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	（医療分+支援金分）	計	15,600	27,908	136,906	203,686	274,282	350,602	426,922	507,058	592,918	683,548
		均等割軽減割合	7割	5割								
前年度保険料との差額（b-a）		-240	-378	179	949	1,763	2,643	3,523	4,447	5,437	11,197	
対前年度比（b/a）		0.985	0.987	1.001	1.005	1.006	1.008	1.008	1.009	1.009	1.017	

④-1 給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主（35歳）+配偶者（35歳・収入なし）+子（10歳・収入なし）〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和2年度保険料（a）（医療分+支援金分）		47,520	81,086	210,647	308,337	378,119	453,559	528,999	608,211	693,081	777,951	
令和3年度	保険料（b）	所得割分	0	1,908	84,906	151,686	222,282	298,602	374,922	455,058	540,918	631,548
		均等割分	46,800	78,000	124,800	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000
	（医療分+支援金分）	計	46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	778,406
		均等割軽減割合	7割	5割	2割							
前年度保険料との差額（b-a）		-720	-1,178	-941	-651	163	1,043	1,923	2,847	3,837	455	
対前年度比（b/a）		0.985	0.985	0.996	0.998	1.000	1.002	1.004	1.005	1.006	1.001	

④-2 給与所得者（65歳未満）4人世帯〔世帯主（35歳）+配偶者（35歳・収入なし）+子（10歳・収入なし）+子（5歳・収入なし）〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和2年度保険料（a）（医療分+支援金分）		63,360	107,486	189,527	318,897	430,919	506,359	581,799	661,011	745,881	818,698	
令和3年度	保険料 （b）	所得割分	0	1,908	84,906	151,686	222,282	298,602	374,922	455,058	540,918	605,641
		均等割分	62,400	104,000	104,000	166,400	208,000	208,000	208,000	208,000	208,000	208,000
	（医療分+ 支援金分）	計	62,400	105,908	188,906	318,086	430,282	506,602	582,922	663,058	748,918	813,641
		均等割軽減割合	7割	5割	5割	2割						
前年度保険料との差額（b-a）		-960	-1,578	-621	-811	-637	243	1,123	2,047	3,037	-5,057	
対前年度比（b/a）		0.985	0.985	0.997	0.997	0.999	1.000	1.002	1.003	1.004	0.994	

④-3 給与所得者（65歳未満）5人世帯〔世帯主（35歳）+配偶者（35歳・収入なし）+子（10歳・収入なし）+子（5歳・収入なし）+子（1歳・収入なし）〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和2年度保険料（a）（医療分+支援金分）		79,200	133,886	215,927	361,137	430,919	559,159	634,599	713,811	794,338	820,000	
令和3年度	保険料 （b）	所得割分	0	1,908	84,906	151,686	222,282	298,602	374,922	455,058	528,271	560,000
		均等割分	78,000	130,000	130,000	208,000	208,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000
	（医療分+ 支援金分）	計	78,000	131,908	214,906	359,686	430,282	558,602	634,922	715,058	788,271	820,000
		均等割軽減割合	7割	5割	5割	2割	2割					
前年度保険料との差額（b-a）		-1,200	-1,978	-1,021	-1,451	-637	-557	323	1,247	-6,067	0	
対前年度比（b/a）		0.985	0.985	0.995	0.996	0.999	0.999	1.001	1.002	0.992	1.000	

改正後	改正前
<p>○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号</p> <p>改正 令和3年3月31日条例第 号</p> <p>世田谷区国民健康保険条例 目次～第14条の4(略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条</p>	<p>○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号</p> <p>改正</p> <p>世田谷区国民健康保険条例 目次～第14条の4(略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する</p>



改正後	改正前
<p>の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>	<p>一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第15条の2及び第15条の3 削除  (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>7.13</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の63に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>38,800</u>円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の37に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>第15条の2及び第15条の3 削除  (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>7.14</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の63に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>39,900</u>円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の37に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>第15条の5～第15条の11(略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>2.41</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の63に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>13,200</u>円 (一般被保</p>	<p>第15条の5～第15条の11(略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>2.29</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の63に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>12,900</u>円 (一般被保</p>

改正後	改正前
<p>険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の37に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の37に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>第15条の13～第16条の3(略)</p>	<p>第15条の13～第16条の3(略)</p>
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>
<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 100分の<u>2.41</u>(介護納付金賦課総額の100分の<u>61</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p>	<p>(1) 所得割 100分の<u>2.05</u>(介護納付金賦課総額の100分の<u>60</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p>
<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>17,000</u>円(介護納付金賦課総額の100分の<u>39</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>15,600</u>円(介護納付金賦課総額の100分の<u>40</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>第16条の5～第19条(略)</p>	<p>第16条の5～第19条(略)</p>
<p>(保険料の減額)</p>	<p>(保険料の減額)</p>
<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の規定により算定した基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)及び第15条の10又は第15条の13の規定により算定した後期高齢者支援金等賦</p>	<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の規定により算定した基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)及び第15条の10又は第15条の13の規定により算定した後期高齢者支援金等賦</p>

改正後	改正前
<p>課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合は、190,000円）並びに第16条の2の規定により算定した介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法</p>	<p>課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合は、190,000円）並びに第16条の2の規定により算定した介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合に</p>

改正後	改正前
<p>附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所</u></p>	<p>は、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に規定する金額</u>を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p>

改正後	改正前
<p><u>得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額</u>を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u></p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>27,160円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,240円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,900円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)</u>に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>19,400円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>6,600円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,500円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条</u></p>	<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>27,930円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,030円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>10,920円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に規定する金額</u>に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>19,950円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>6,450円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,800円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）</u>に520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,760円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2,640円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,400円</u></p>	<p><u>の2第2項に規定する金額</u>に520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,980円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2,580円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,120円</u></p>
<p>第19条の3～第29条（略）</p>	<p>第19条の3～第29条（略）</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条～第2条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略）</p>
<p>（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）</p> <p>第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「総所</p>	<p>（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）</p> <p>第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「総所</p>

改正後	改正前
<p>得金額（同法）とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した額から150,000円を控除した額によるものとし、地方税法」と、<u>「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</u></p>	<p>得金額（同法）とあるのは、<u>「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した額から150,000円を控除した額によるものとし、地方税法」とする。</u></p>
<p>第4条～第7条（略）</p>	<p>第4条～第7条（略）</p>
<p>第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき <u>（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務につくことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき <u>（新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務につくことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p>
<p>第9条以降（略）</p> <p><u>附 則（令和3年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第9条以降（略）</p>



改正後	改正前
<p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4及び第19条の2並びに付則第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	